建退典の配行証明頭につりて

所定の「履行証明願」の用紙に必要事項を記入・押印し、下記の添付書類 ①~③(郵送の場合は①~⑤まで)を添えて提出してください。

(二部複写ですので、切り離さず提出してください)

- ※ 連絡の取れる連絡先(携帯等)を必ずご記入ください。
- ◆証明願提出時の添付書類
 - ① 「共済手帳受払簿」のコピー
 - ② 「共済証紙受払簿」のコピー
 - ③ 決算変更届の中の様式第三号「直前3年の各営業年度における工事施工金額」のコピー (変更届を県へ提出し受付印をもらってから、コピーを添付してください)
- ◆発行手数料 一部200円
- ◆郵送の場合は、①~③に加え
 - ④ 発行手数料 一部200円(郵便小為替)
 - ⑤ 返信先を記載し90円切手を貼った返信用封筒(定形サイズ)
- ◆再取得の場合

一度取得された証明と同じものを再度取り直す場合の添付書類は、上記①~③にかえて、 最初に発行した証明のコピーを添付してください。(郵送の場合は④、⑤も必要です)

◆掛金収納書のコピーや出勤簿のコピーについて 必要に応じて提出していただく場合がございますので、きちんと整備しておいてください。

建退共は、*『退職金の積立』*の制度です。

被共済者の方全員について、公共工事、民間工事を問わず、また元請、下請に関係なく <u>すべての就労日数分の証紙貼付が必要</u>です。手持ちの証紙で不足ならば、随時購入して いただく必要があります。(公共工事分のみの購入でよいというわけではありません) 証紙をそれぞれの手帳に、就労日数に応じて貼っていただき、手帳が満了になったら、 更新をしていただきます。そこではじめて『退職金の積立』になります。

履行証明は、以上のことを実際にしていただいている(履行されている)ことを証明するものです。

制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

◎履行状況、書類の不備などにより、履行証明をすぐに発行できない場合があります。 *早めに手続きをおとりください。*

> 〒850-0874 長崎市魚の町3-33 建退共長崎県支部 Tel 095-826-2285 Fax 095-826-2289